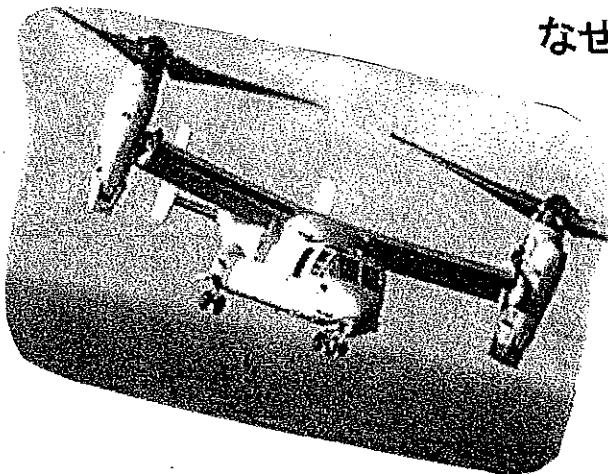


あきる野市中央公民館主催 市民企画講座

あきる野の空はだれのもの？

—私たちの頭の上を飛行機がたくさん飛んでいるのは

なぜなのか—



講師：吉田 敏浩さん

7月28日(日) 午後3時～5時

場所：中央公民館 第6・7研修室

企画：新日本婦人の会あきる野支部平和部

参考資料

吉田敏浩氏著

「横田空域」

「日米合同委員会」の研究

より

2017年	10月11日	沖縄県東村高江の牧草地にCH53輸送ヘリが不時着し炎上
	12月7日	沖縄県宜野湾市の綾ヶ丘保育園の屋根にCH53輸送ヘリの部品が落下(米軍側は認めていない)
	12月13日	沖縄県宜野湾市の普天間第二小学校の校庭にCH53輸送ヘリの窓枠(重さ約8キロ)が落下
2018年	1月6日	沖縄県うるま市の伊計島の海岸にUH1多用途ヘリが不時着
	1月8日	沖縄県読谷村の廃棄物処分場にAH1攻撃ヘリが不時着
	1月23日	沖縄県渡名喜村の渡名喜島の村営ヘリポートにAH1攻撃ヘリが不時着
	2月9日	沖縄県うるま市の伊計島の海岸に垂直離着陸輸送機MV22オスプレイから落としたエンジン吸気口(重さ約13キロ)が漂着しているのを発見
	2月20日	青森県三沢基地所属のF16戦闘機が燃料タンク(重さは空の状態で約215キロ)を小川原湖に投棄
	2月27日	沖縄県の嘉手納基地所属のF15戦闘機が重さ約1.4キロのアンテナ状の部品を落下。落下場所は不明

(表1) 2017年10月～2018年2月の日本における主な米軍機の事故 (新聞記事データベースなどをもとに著者作成)

1982年	2月25日	米軍ヘリ(所属基地と機種は不明)が神奈川県相模原市の米軍キャンプ淵野辺跡地に不時着
1983年	5月24日	厚木基地のH2型ヘリが横田基地に向かう途中、埼玉県飯能市の飯能第一中学校の校庭に不時着
1984年	8月28日	米軍ヘリ(所属基地と機種は不明)が神奈川県川崎市多摩区に不時着。乗員2人が負傷、家屋が損壊
	10月17日	横田基地のUH1多用途ヘリが神奈川県藤沢市の住宅地の仮設道路に墜落。ガソリンスタンドからわずか20メートルの近さだった。乗員2人が負傷し、付近の住宅一軒の窓ガラスが割れた
	11月29日	厚木基地を離陸したCH46輸送ヘリが神奈川県横浜市旭区の県立横浜高等職業訓練校の校庭に不時着
	12月2日	米軍ヘリ(所属基地と機種は不明)が川崎市多摩区に不時着
1985年	8月7日	横田基地から横須賀基地に向かうUH1多用途ヘリが東京都世田谷区の多摩川河川敷のグラウンドに不時着
1988年	11月22日	横須賀基地を母港とし、厚木基地を拠点に訓練飛行する空母艦載機のSH3対潜ヘリが、神奈川県秦野市の日立製作所工場グラウンドに不時着
	12月11日	同じく空母艦載機のSH3対潜ヘリが神奈川県伊勢原市の畑に不時着
1989年	9月7日	キャンプ座間のUH1多用途ヘリが神奈川県大和市の畑に不時着
1993年	1月8日	横田基地のUH1多用途ヘリが六本木のヘリポート基地に向かう途中、東京都杉並区阿佐谷北の杉森中学校の校庭に不時着
	10月28日	横田基地のUH1多用途ヘリが神奈川県座間市の座間中学校の校庭に不時着
1994年	1月4日	キャンプ座間のUH1多用途ヘリが神奈川県平塚市の相模川河川敷の広場に不時着
1995年	4月10日	キャンプ座間のUH1多用途ヘリが神奈川県鎌倉市の由比ヶ浜海岸に不時着
1998年	1月6日	厚木基地のSH60対潜ヘリが東京都江東区のゴルフ場の駐車場に不時着
	6月18日	UH1多用途ヘリ(所属基地は不明)が神奈川県厚木市の中津川河川敷に不時着
	9月28日	UH1多用途ヘリ(所属基地は不明)が神奈川県平塚市に不時着

2003年	5月21日	キャンプ座間のUH60多用途ヘリが神奈川県秦野市の上智短大付近の造成地に不時着
2004年	7月19日	キャンプ座間のUH60多用途ヘリが横浜市泉区上空で銃弾200発を落下
	8月19日	横田基地のUH1多用途ヘリが横浜市中区のみならみらい地区のヘリポートに不時着
	11月2日	横田基地のUH1多用途ヘリが静岡県沼津市の野球場に緊急着陸
	11月23日	横田基地のUH1多用途ヘリが六本木のヘリポート基地に向かう途中、東京都の調布飛行場に緊急着陸
2005年	2月1日	キャンプ座間のUH60多用途ヘリが神奈川県伊勢原市の学校グラウンドに不時着
	5月7日	横田基地のUH1多用途ヘリが山梨県南都留郡鳴沢村のスキー場駐車場に不時着
	5月23日	横須賀基地のSH60対潜ヘリが神奈川県小田原市上空で部品を落下
	7月30日	厚木基地のUH3多用途ヘリが神奈川県藤沢市片瀬西浜海水浴場付近に不時着
2007年	6月13日	横田基地のUH1多用途ヘリが横浜市金沢区の「海の公園」の芝生広場に不時着
	12月19日	横田基地のUH1多用途ヘリが埼玉県新座市の自衛隊朝霞駐屯地に緊急着陸
2008年	6月11日	横田基地のUH1多用途ヘリが相模原市の相模川の中州に不時着
	7月10日	横田基地のUH1多用途ヘリが東京都昭島市上空で水入りペットボトルを落下
2010年	9月13日	横田基地のUH1多用途ヘリが六本木のヘリポート基地に向かう途中、調布飛行場に緊急着陸
2011年	2月3日	厚木基地を拠点とする空母艦載機のSH60対潜ヘリが神奈川県寒川町の畑に部品を落下
	2月9日	厚木基地を拠点とする空母艦載機のSH60対潜ヘリが平塚市の河川敷のサッカー練習場に不時着
2013年	12月16日	厚木基地所属の空母艦載機MH60救難・哨戒ヘリが神奈川県三浦市三崎港の駐車場に不時着に失敗して横転し大破。乗員二人が負傷
2016年	2月29日	横田基地のUH1多用途ヘリが六本木のヘリポート基地に向かう途中、調布飛行場に緊急着陸

(表2) 1980年代以降の首都圏とその周辺地域での主な米軍ヘリ関連事故 (新聞記事データベースなどをもとに著者作成)

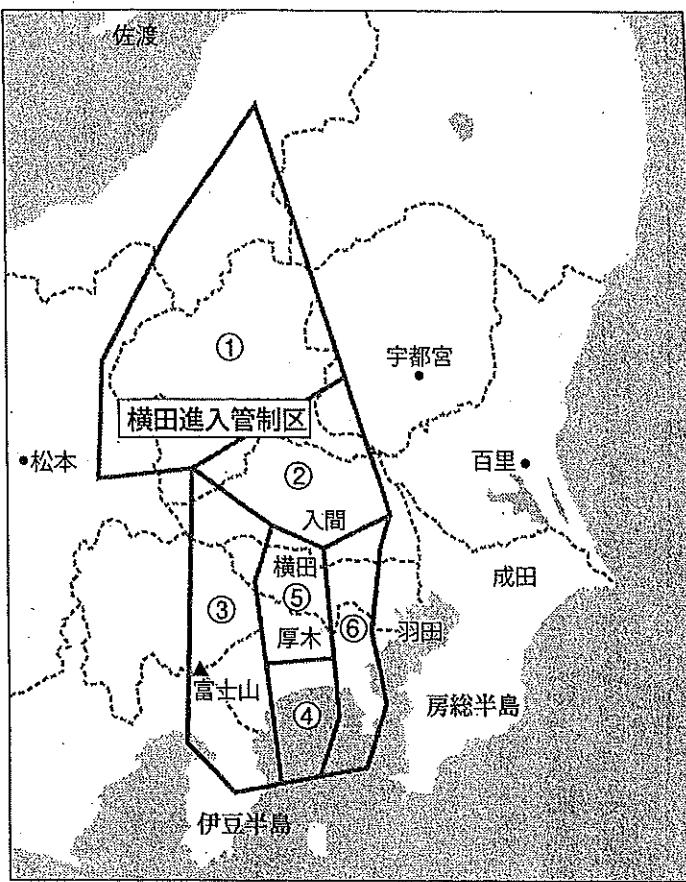


図6 「横田空域」の略図。図6と図7の①～⑥はそれぞれ対応している（国土交通省航空局の「電子航空路誌」をもとに作成／「日米合同委員会」の研究より）

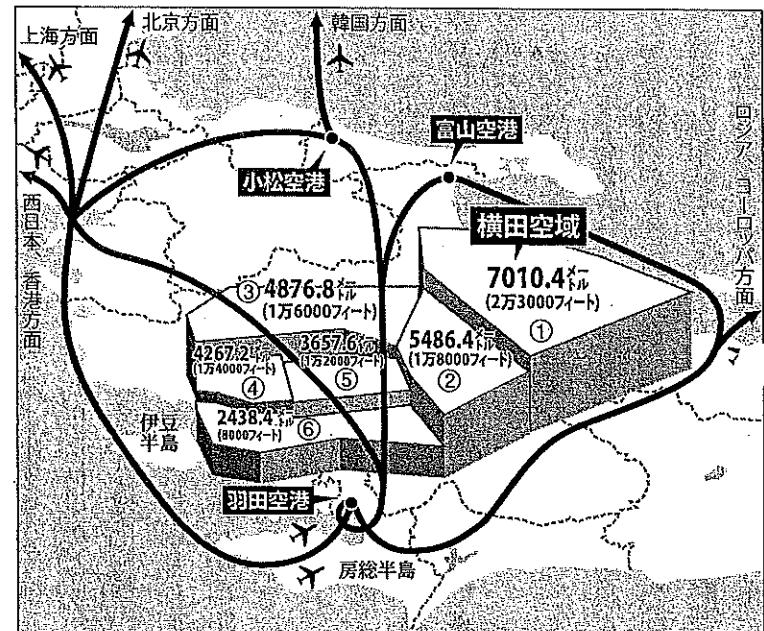
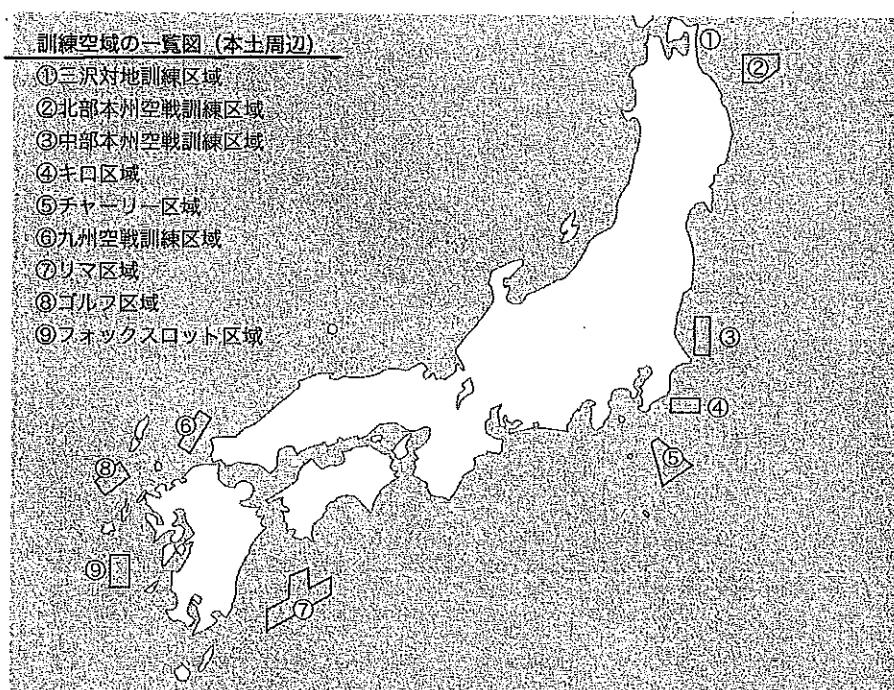


図7 「横田空域」とそれを避けて通る民間機の主な航空路（『週刊ポスト』2014年10月10日号をもとに作成／「日米合同委員会」の研究より）



米軍に提供されている訓練空域。（『在日米軍基地の収支決算』前田哲男著　ちくま新書をもとに作成）

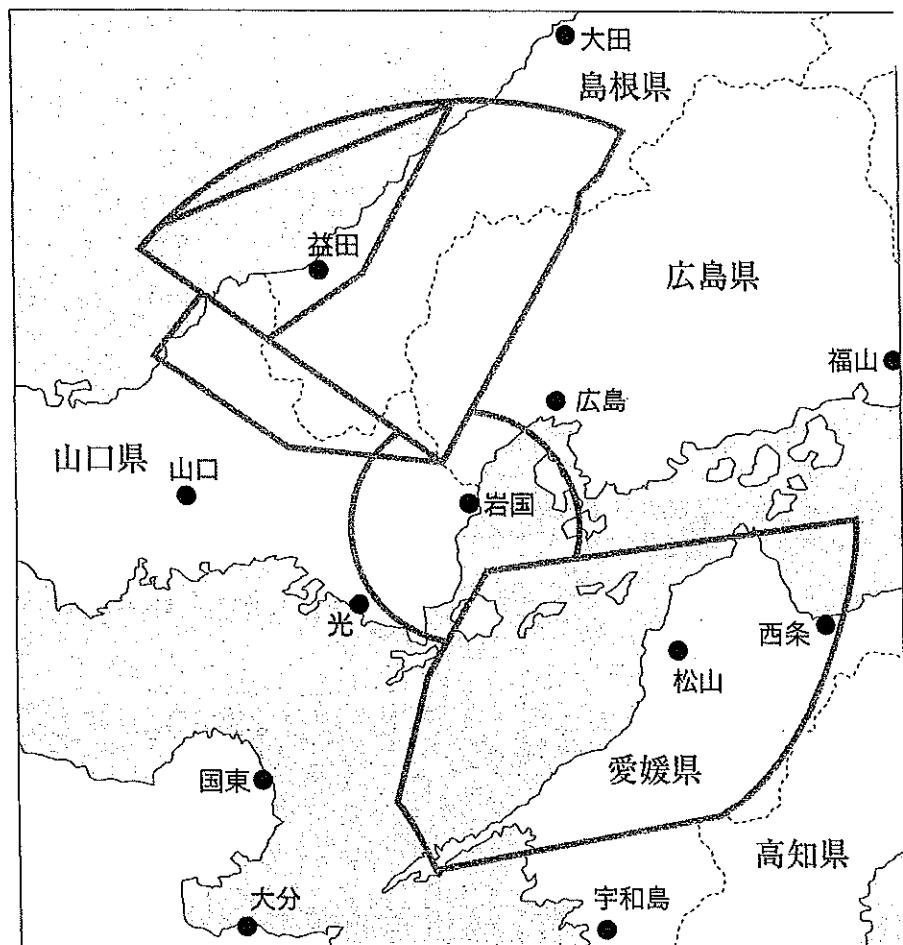


図8 「岩国空域」の略図。(国土交通省航空局の「電子航空路誌」をもとに作成)

レジュメ 3-C の資料

日米合同委員会組織図

2016年10月現在

()は〔日米地位協定のもとでの〕設置年月日

*以下「代表」及び「議長」は、日本側代表・議長を示す。

日米合同委員会

●日本側代表

外務省北米局長

森 健良氏

●代表代理

法務省大臣官房長

辻 裕教氏

農林水産省経営局長

大澤 誠氏

防衛省地方協力局長

深山延暉氏

外務省北米局参事官

小野啓一氏

財務省大臣官房審議官

三宅俊光氏

●米側代表

在日米軍司令部副司令官

●代表代理

在日米大使館公使

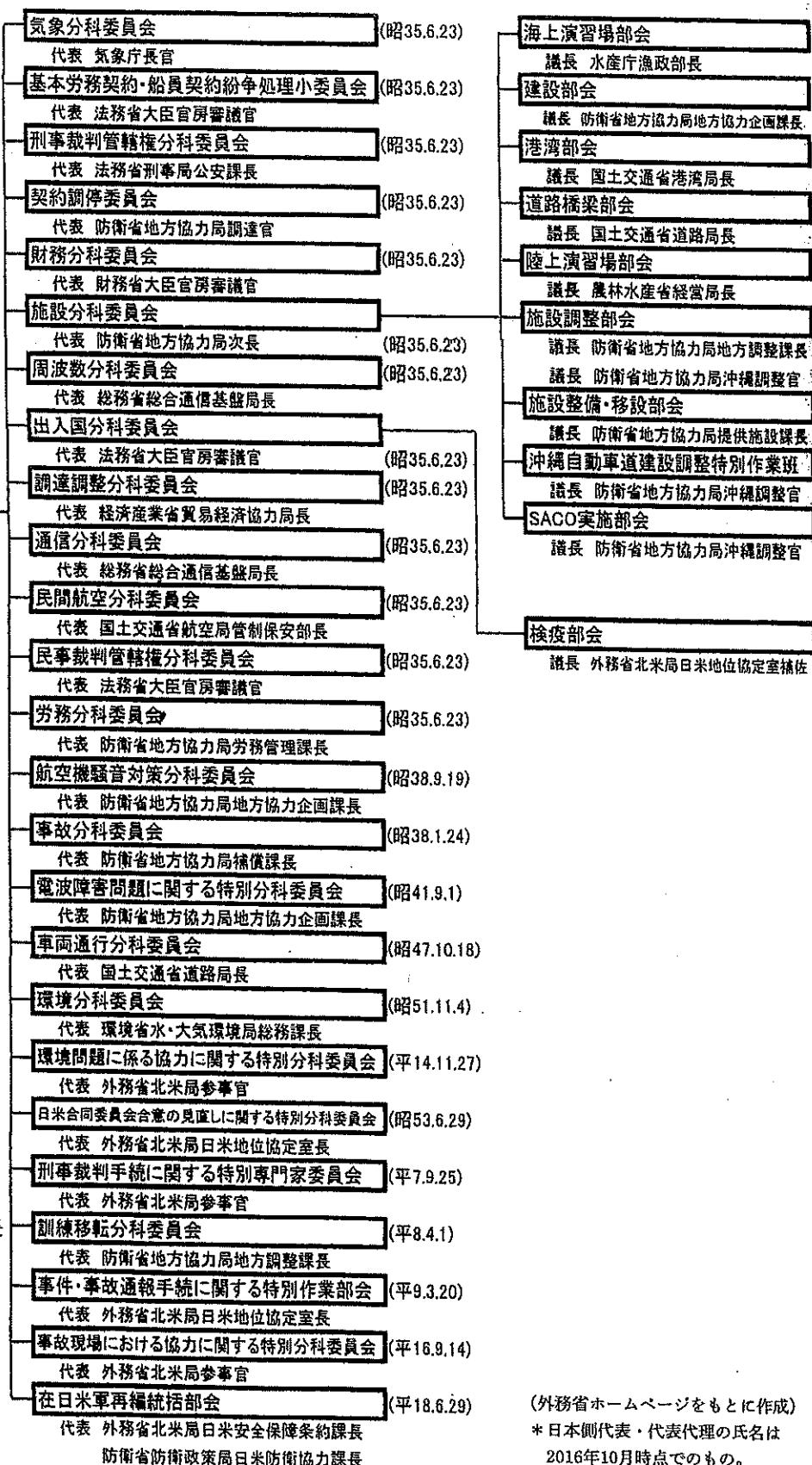
在日米軍司令部第五部長

在日米陸軍司令部参謀長

在日米空軍司令部副司令官

在日米海軍司令部参謀長

在日米兵隊隊基地司令部参謀長



(外務省ホームページをもとに作成)

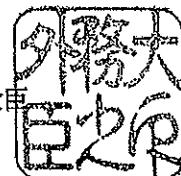
*日本側代表・代表代理の氏名は

2016年10月時点でのもの。

情報公開第00634号
平成 28年03月24日

吉田敏浩様

外務大臣



行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に關し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

日米地位協定の運用に關して、日米合同委員会の議事録や合意事項の文書が、日米双方の合意がない限り公表されないことを日米間で取り決めた事実が記されている文書（その取り決め文書、合意文書、申し合わせ文書など）など関連文書のすべて。

2. 開示請求番号 2015-00674

3. 開示請求受付日 平成 28年02月23日

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に對して異議申し立てをすることができます。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において國を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であつても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所

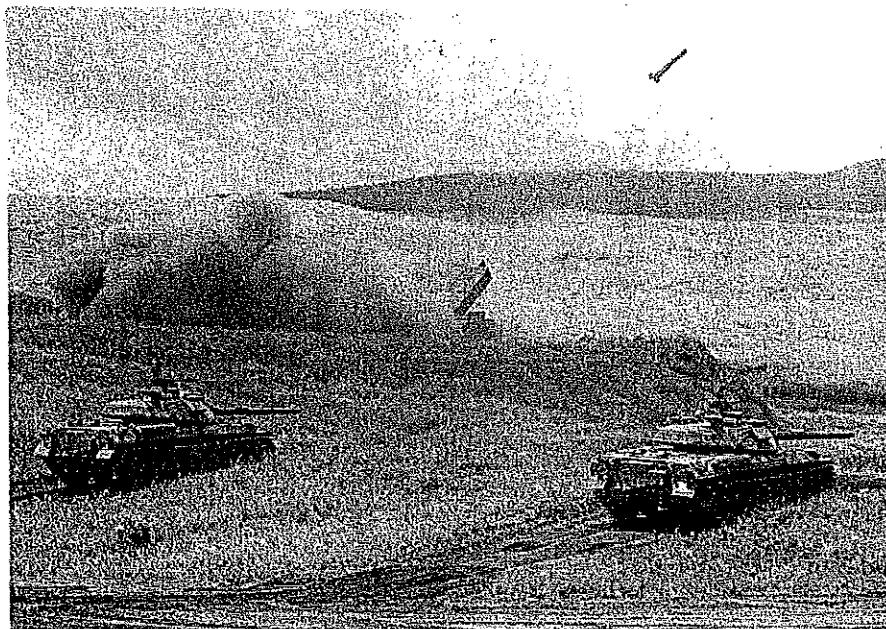
[備考]

開示請求番号：2015-00674 開示請求対象行政文書一覧表 【1頁】 (別紙)

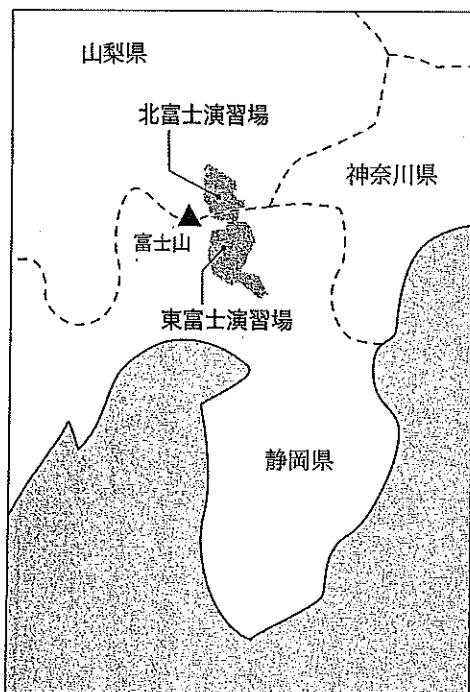
1 行政文書の名称等： 日米地位協定の運用に關して、日米合同委員会の議事録や合意事項の文書が、日米双方の合意がない限り公表されないことを日米間で取り決めた事実が記されている文書（その取り決め文書、合意文書、申し合わせ文書など）など関連文書のすべて。
決定区分： 不開示
決定に係る該当事項： 6条3号
決定理由： 理由1のとおり

外務省から届いた「行政文書不開示決定通知書」。

レジュメ 8-⑦ の 資 料



東富士演習場（共同通信社）



富士山の裾野に広がる東富士演習場と北富士演習場は、もともと旧日本陸軍の富士演習場でした。が、戦後、占領軍である米軍が接收して使っていました。一九五三年の占領終結後も、日米安保条約・行政協定にもとづいて米軍は使用を継続し、砲撃訓練やミサイル発射訓練などをおこなっていました。そして、自衛隊も訓練をするようになっていました。

富士山は「靈峰富士」とも呼ばれ、言うまでもなく日本のシンボルであり、日本人の「心のふるさと」などといわれることもあります。しかしその富士山で、米軍が大規模な軍事訓練・演習を繰り返していることを、はたしてどれくらいの日本人が知っているでしょうか。